

袋井市土砂災害対策改修費補助金について

～令和7年度申請の相談受付を開始します～



袋井市では土砂災害特別警戒区域内の住宅等を対象に、土砂災害対策改修工事費の一部を予算の範囲内で補助しています。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは

土砂災害警戒区域
(イエローゾーン)



土砂災害特別警戒区域
(レッドゾーン)

崩壊した土石等によって、住宅等の建築物が倒壊し、住んでいる人の生命や身体に大きな危害が生じるおそれがある区域です。（左図の赤塗箇所）

土砂災害特別警戒区域は、静岡県が公表している「土砂災害情報マップ」で確認することができます。



県公式ホームページ
「土砂災害情報マップ」

補助金の額

擁壁の設置や住宅の壁の改修等の工事費用の**23%以内の金額**（補助金の上限：772,000円）

例①：改修工事費が336万円の場合

$$336万円 \times 23\% = 772,000円 \text{ (上限)}$$

例②：改修工事費が250万円の場合

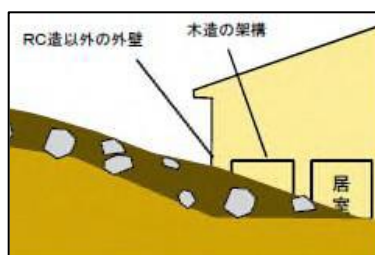
$$250万円 \times 23\% = 575,000円$$

交付の条件

袋井市内にある土砂災害特別警戒区域内の住宅等で以下のすべてに該当するもの

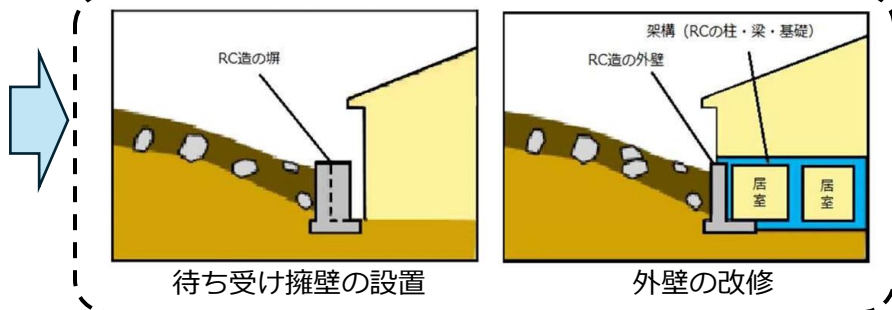
1. 土砂災害特別警戒区域が指定される前に建築され、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合しないもの
2. 建築基準法施行令第80条の3の規定に適合させるために行う住宅等の外壁改修や塀の設置などの対策工事（建築士等が構造設計したもの）
3. 申請書提出時に市内の住宅等に居住していること

<土砂災害対策改修のイメージ>



施工前

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの（例）

【お問い合わせ】

袋井市役所 土木防災課 予防保全係（本庁3階）
電話 0538-44-3131

補助金申請の流れ（令和7年度申請分）

令和6年度

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の住宅に住んでいる



市窓口へ対象要件の確認・建築士等へ相談



市担当課へ事前相談（10月末まで）
「様式第1号 事前相談書提出」



（申請書類等の準備）

令和7年度

「様式第2号（補助金交付申請書）」提出



市から補助金交付決定通知



工事発注・着手



「様式第10号（完了実績報告書）」提出
（工事完了後速やかに提出）



（提出書類等の確認）

市から申請者へ補助金支払
（指定口座へ振り込み）

（書類は5年間保存）

留意事項

- ◆令和7年度に補助金の交付を受けるには、令和6年10月末までに担当課へ事前相談書の提出が必要です。**申請を検討する場合は早めに担当課までご相談ください。**
- ◆交付決定前に工事に着手している場合は補助金を交付することができません。